

議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和7年7月23日（水） 午前10時23分～午前10時56分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 橋本 友樹、 2 番 荒川 義孝、 4 番 杉浦 康憲、 5 番 野々山 啓、
6 番 今原ゆかり、 7 番 福岡 里香、 8 番 岡田 公作、 10 番 北川 広人、
11 番 鈴木 勝彦、 12 番 柴口 征寛、 13 番 倉田 利奈、 14 番 黒川 美克

オブザーバー

議長（3 番）神谷 直子、 副議長（9 番）長谷川 広昌

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

1 協議案件の検討について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

《議 題》

1 協議案件の検討について

委員長 この件につきましては、4月開催の本委員会において、市政クラブさんより4件の協議案件を御提案いただいて、協議案件の検討については、5月臨時会以降の新しい委員長の下で行っていただくことが申し送りをされております。

したがいまして、本日は市政クラブさんからの御提案に基づき、今後の議会改革特別委員会の協議案件について協議し、決定をしていきたいと思います。

前回の委員会から少し期間が空いておりますけれども、市政クラブさんからの御提案に対して、議会改革特別委員会で協議すべき案件であるかどうかという部分、そしてまたその優先順位など各会派のお考えや御意見を伺いたいと思しますので、よろしく願いをいたします。

それではまず初めに、市政クラブさん。

意(11) それでは、私のほうから市政クラブから出させていただきました4件についてお話をしたいと思います。

反問権の明確化についてということでもありますけれども、これは議論の充実、議員の説明責任の強化とか相互対話の促進などの反問権の目的にのっとり、制度の再確認を行いたいということで、なかなか議員の我々の資質にかかる問題だと思っております。やっぱり質問に対して明確に明瞭に質問をするということによって反問権は行われなだろうと思しますので、しっかりそこら辺を捉えて質問をしていただければ、先ほど説明したとおり、それぞれの議員の議論の活発化につ

ながっていくものと考えておりますので、もう一度、この制度の確認をお願いしたいと思います。

それから自由討議のあり方についても、議案の審査過程や個々の考え方を明らかにして、意思決定を集約するための有効な手段となっております。これはかなり前になりますけども、現在ですと私と北川委員長が見えますけども、公共施設のあり方検討委員会とかいろいろ公共施設をこれからどうしていくんだということを話し合いをしていきました。この庁舎の耐震化をするのか、あるいは改めて建て替えをするのか、中央公民館の解体等々いろいろ議論がありまして、そのときにも議員の中でそれぞれ委員会では話せないところを自由討議の中で話していこうということで闊達に話をさせていただいた経緯がありますけれども、今現状を見ますとそういう案件が少ないというところもありますし、委員の皆さん方からそういう自由討議をする案件がないというところから見ると、今後この自由討議の在り方について検討していただきたいなと、そんなふうに思っております。

それから、趣旨採択につきましても同じような考えを持ちまして、我々議員はやっぱり賛成か反対かをしっかり議員として表明するというのが本来の姿勢であると思ってきましたけれども、この趣旨採択、本当に5つも6つも項目が出てきた中で一つやはり我々の考えとそぐわないときには反対をしてしまう、残りのところは賛成なんだけど反対してしまうということで、曖昧な姿勢を取る趣旨採択という選択をしてしまう中で、今後は、結局、趣旨採択と言っても反対という考えの下で趣旨採択をしていると私の考えの中でそう思っておりますし、クラブの中でもそういう考えの方も見えますので、この趣旨採択の在り方っていうのを今後考えていっていただきたい。丸かバツかというところの判断にするべきではないかという考えを持っておりますので、こも御議論をお願いしたいと思います。

また、代表質問の導入については、県議会でありますとか国会であれば大会派ということでその中から何人も同じような質問をするというのはいかななものかということで、代表を選任されて質問をしているという今現状でありますけれども、今我々は会派でいきますと、市政クラブ、そして公明さんというところで、あえてこの代表質問をやる必要があるかどうか、自治法にのっとり他の市議会ともしっかり確認をしながら我々のこの小さい議会でありますけれども、それが必要性があるかないか、これも一つ検討をいただきたいと思っておりますけども、上の3つ、反問権、自由討議、趣旨採択につきましては、この議会改革のほうで少し結論を出していただきたいということと、代表質問におきましては議題から外すということではありませんけども、今後、来期に向けて検討していただく議題として残していただければと思っておりますので、この4つ

をそれぞれ御検討いただければと思っております。以上であります。

委員長 ありがとうございます。続きまして、公明党さん。

意（６） まず反問権についてなんですけれども、最近本会議において頻繁に使われることが多いと思いますので、話を伺ってても質問なのか、反問権なのかちょっと分かりづらいところもありますので、本当に制度を決めるということはもう必要なことだと思いますので、そちらに対してはぜひ取り入れていただきたいなというふうに思ってます。

自由討議に関しましては、最近は何年か行われてないと思いますので、こちらのほうも本当に必要かどうかというのも考えていきたいなというふうに思っております。

趣旨採択のほうですけれども、やはり議員の態度を明確にするということを書かれておりますけれども、大変必要なことだと思いますので、こちらに関しても議題に取り上げていただけたらと思っております。

代表質問の導入については、他市でも行われているところもありますので導入してもいいのではないかと思いますけれども、本市におきましては一人会派の方も多いので、そちらのほうも皆さん検討していくべき内容かなというふうに思っております。

優先順位としましては、やはり市政クラブさんが言われたとおり、上の３題を今回決めさせていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

委員長 ありがとうございます。次に、共産党さん。

意（１２） 反問権については、それぞれ違う考え方があるようなので、今一度ちょっと整理するという意味でも取り上げてもいいんじゃないかなと思います。

あと自由討議について、まだどういう経緯でできたのかとかそういうあたり、私が議員になって行われてもいないってこともあるので、一度整理する上でも取り上げたらどうかとは思っています。

趣旨採択について、本当これ曖昧っていうか、ですから、もう一度どうしていくのかっていうことは考えていく必要があるのかなとは思っています。

代表質問については、まだほかの自治体はどのような規模でどのようなふうな経緯で行ってるのかっていうことを考える上でも一度整理したほうがいいのかかなとは思っています。

委員長 ありがとうございます。次に、高志クラブさん。

意（８） ４件ともを取り上げて、ちょっと話を聞かせていただいて、検討していけばいいのかなと思います。

委員長 ありがとうございます。次に、新政会さん。

意(14) 反問権と自由討議と趣旨採択については今回やっていただきたいと思いますが、代表質問のほうにつきましては、今、会派を組んでいるのは2つしかありませんので、3つですか、それで今の一人会派のところについては、ここでいってくというふうになるのかちょっときちっと言っておりませんが、それぞれのところがやられるというだったらやられるということで、一人会派のことも考えていただきたいというふうに思います。以上です。

委員長 ありがとうございます。次に、高浜市民の会さん。

意(13) 提案についてっていうことで確認を行いたいとかいろいろあるんですけど、私ちょっとこの自由討議のあり方についてっていうところがよく分からなくて、自由討議は今、何年かないっておっしゃったんですけど、私が議員になってからは図書館の新たな条例制定をされるときに共産党の当時の内藤とし子議員が自由討議をしたいってことで自由討議をされた経緯があると私は記憶しております。その中で自由討議を一度私も行った経験があるんですけど、ただ、今までこれ提案されて、市政クラブさんからは自由討議をこの件でしたいってというのは私今まで自分が議員になってからは経験がないもんですから、なぜちょっと今回これを提案されたのかなというところがよく分からないなというところなんです。別に今までとおりで何ら問題ないのかなと思うので、今まで提案されていて全然それが採用されていなくて今回こういうふうに出されたっていうなら分かるんですけど、今まで特に市政クラブさんからはこれについてってことがないのでよく分からないな。なぜ今回こうやって確認されるのかがちょっと意味が分からないなというところなんですけど、確認するなら確認するで、やぶさかではございませんので、別にやるならやっていただければいいかなと思っております。

それから最後の代表質問の件なんですけど、私も全然今まだ調査全部できてませんが、例えば40人とか50人とかいる議員の中であればそれも有効かなと思うんですけど、なかなかやっぱり全員が一般質問やるっていうこともすごく大変なことなんですけど、14人だけの話ですのでこれをやる、何て言うんですかね、目的とか、そのあたりを明確にさせていただいて、今後議論していただければいいのかなと思います。以上です。

委員長 趣旨採択については、お考えありませんか。

意(13) それぞれ私は考え方はありますが、別に議論することについては問題ございません。

委員長 次に、凛々会さん。

意(7) 4つとも必要であれば検討していけばいいと思います。

委員長 次に、たかはま一心会さん。

意（４） ４つとももちろん賛成です。

反問権についてですが、そもそも反問権なんていうことは、自治法において少しもうたわれてません。賛成も反対もされてないという、明記されてないのをなぜか各自治体において反問権とか反論権が規定されているところもあるということなので、そもそもそういったところを明確にしてきちんと決めていただければと思います。

自由討議のあり方ですが、こちらも賛成です。ただ、やはりこの数年間あまりやられてないんで、各議員さんの考え方というか、この自由討議のあり方についてもう一度確認する意味でもこういったことを行っていただければと思います。

趣旨採択についても、もちろん僕もイエスかノーか、どちらかだと思いますので、趣旨採択についてもう一度検討していただくのは結構です。

あと代表質問についても、こちらもいろんな議会さんでやってますので、高浜市に合ったやり方を検討していただければと思います。以上です。

委員長 ありがとうございます。

今、御意見を伺ったところで言うと、おおむねこの４つについての協議っていう部分に関しては問題なく進めていったらどうだという御意見だったと思いますけれども、あと市政クラブさんのほうから、代表質問についてよりもその前の３つ、反問権、自由討議、趣旨採択のこの３つについて特に先に進めていきたいというようなお話があったんですけども、もしそれでよければ、３つにまず絞らせていただいて、代表質問に関しては議論しないっていう話じゃなくって、もうほかが決まっていけば次のテーマとして入れていくというようなことで、そんなふうイメージするんですけども、そんな感じでよろしいですかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 はい、分かりました。

それでは、一応、異議がないということで、反問権の明確化について、自由討議のあり方について、趣旨採択についてというものを取り上げていきますということです。

それと、もう一つ、これは市政クラブさんのほうにお聞きをしたいんですけども、反問権、自由討議、趣旨採択については、方向的にどういうふうに考えているかっていうところを出してもらって、要は論点を明確にしていったほうがいいと思いますので、そこの部分までお考えがあ

るのであれば、少しそこをお話をいただければありがたいんですけども、どうでしょうか。

意（11） 反問権につきましては、やっぱり質問をされる中でしっかり次の議論につながるような質疑につなげていただきたいということで、批判的な意見であるとか、誘導的な御意見を出されて反問を受けるということが度々あるものですから、そうではなくって、議員として、質問することによって、以後の我々の議会の質疑の中に織り込んで深く議論ができるような質問にしてほしいという意図がありますので、そこら辺を再確認をしていただきたいと思います。

あと自由討議におきましては、やっぱり反対の立場の会派であれば賛成に回ってほしいという意見を言う。賛成の委員であれば、自分の意見を述べて賛成に回っていただくような意見を述べるというのが自由討議であると思っておりますけども、それがなされてない、市政クラブからはそれが出ているということですけども、それは大きな間違いで、我々はその議案に対してしっかり議論をして推し進めるという内容の中で進めているので、逆に皆さん方からこの議案に対して自由討議をしたいという申し出があるのが本来かなと思っておりますので。我々はいつも皆さん方が自由討議をやりたいとお申し出があれば、それを受けて立ちますという発言をさせていただいておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

趣旨採択につきましては、先ほど言いましたように、やっぱり陳情、それから請願に対して、出された方々にしっかりと意思を説明をし、議員としての態度を表明するというのが一つの議員としての態度ではないかと思っておりますので、明確にしていきたいというところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ありがとうございます。

先ほど柴口委員のほうからもありましたけど、経験がない、例えば自由討議とかいうところがあるものですから、少しだけ私のほうから過去の経緯の部分をお話をさせていただきたいと思ひますけども、よろしいですかね。

意見なし

委員長 まず、反問権の件も触れさせていただきますけども、反問権もこれは私が議員になってから反問権というものを入れていったという経緯があります。これは本来の反問権というのは、やはりその議員の質疑、あるいは質問の裏付けとなるものが何であるのかというところ、そういったところまでを反問できるというのが反問権、一般的な反問権と言われておりますけれども、

これを導入していこうというふうに決めたときに、我々この高浜市議会にはそこまでの度胸がなかった。結局、その予算の裏付けはどうするんだと言われても、その反問に対して答えるだけのものを、すべを持っていない状況ではないかということで、とてもじゃないけど、それを先方、逆に議会側に攻め込まれると太刀打ちができないんじゃないかという意見があり、趣旨の部分、質疑質問の趣旨の部分を明確に聞き直したいというところにとどめたという経緯があります。ですから、もともとの反問権というのを当時の高浜市議会の所属議員さんは理解をした上でここまでの反問権にしましょうということで、確認権みたいな感じで使われているのが今の高浜市議会の反問権です。それが過去の経緯であります。

それから自由討議についてもこれも議員になってから導入したんですけれども、議会というのは、要は多数を形成する合議体であります。ですから、一人でも多くの自分に賛同する議員をつくるというのが一番大事な仕事になるんですよ。そうすると、そういう協議を、例えば、議会というその姿の中じゃなくて、ちょっとこの件についてはお願いしたことがあるけどって言って議員個々の中で今まではやっていたものをきちんと表に議論としてやっていったほうがいいんじゃないかと。議員としての一番の仕事の部分というのは、一人でも多くの賛同者をつくるというのが仕事であるから、それを委員会の中でやりましょうということにして入れたんですけれども一番初めは導入をいきなりはしませんでした。要は、お試しで試行的にやるということで。ですから委員会をやって、最終的な採決の前に委員会を一回閉会します。休憩して、休憩の間に自由討議をやりました。だから会議録にも残ってないです。で、終わってから再開して採決をすると。

先ほど言ったように、一人でも多くの賛同者をつくるっていうものと、それからもう一つは最終日に討論があります。討論の材料をしっかりと作っていく。どういう反対意見があって、どういう賛成意見があって、それに対して自分の態度をどう示していくのかというのを、それを討論で表すわけですが、その材料を作るためにも非常に有効であったというふうに思います。で、今のこの議員さんのこの編成になってからもそうですけれども、その前から自由討議というのは本当にほとんどやられてきてないです。それはなぜかというと、やっても態度は変わらないんだと。いくら言い負かそうが何しようが、相手の考え方、要は採決につながるような考え方に変わっていかない。だったらそれやっても無駄じゃないのというような風潮がしばらくあったと思います。ですから、そういうところで自由討議というのがあんまり活発にやられなかった。

ただ、自由討議を入れた後、これ議会改革の議長会か何かの冊子に高浜市議会が載ったんです

よ、こういうものを導入したっていうことで。それで結構な数で視察に来たんですよね、どういうふうにやっておるんだと。まだうちは試行的なときですけども、ほかの議会から視察に、近隣じゃなくて遠くからわざわざ議会の視察したいということで来られた議会さんも結構ありました。だから、結構注目は浴びたんですけど、そのまま失速してしまってるというような感じが過去の経緯だと思います。

趣旨採択についてはいつから導入というのは私は分かりません。これは議員になったときからもうありました。他市でもあったんですけど、他市の廃止は聞いたことがありますけど、導入は聞いたことないです。ずっと継続でやってるっていうところと、それから廃止をしましたというところはありますが、新たに趣旨採択を設けましたというところは聞いた覚えは過去にないです。そんなのが経験値の中であったことですので、一つの情報として皆さん方にお知らせをしました。

それで先ほど市政クラブさんのほうからありましたけども、反問権については、今後の反問権のあり方などについて協議をしていくというところでよろしいですかね、論点としては。

意見なし

委員長 それから自由討議のあり方については、これも今後について、例えば、継続、あるいは見直し、あるいは廃止、そういったところを議論していくというようなことになると思うんですけどもそのような形でよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは趣旨採択についても、趣旨採択の必要性についての協議になりますけれども、当然これは継続なのか、例えば廃止なのか、そのところを議論していくということでよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは論点の部分をそのようにさせていただいて、今後、議会改革特別委員会での協議というふうに進めていきたいと思います。

それでは、協議をしていく上で皆様から御意見を伺うことが多々あると思いますけれども、昨年と同様に、事前に御意見を提出していただくような形を取ったほうがここでの時間が非常に少なくて済みますので、そのような形を取っていきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、提出というか書きようというか、これも今まで皆さん方にお出ししてきたような形で、同じような形で進めていきたいと思います。

それでは、今日の協議に関しては以上になるんですけども、何かほかにございますか。よろしいですか。

意（12） 進め方、この3つの進め方なんですが、去年みたいに3つ一緒にするのか、一つずつにするのか。

委員長 これは毎回3つテーマに挙げさせていただいて、ある程度それぞれのところに対しての協議の中身を先に皆さん方に御意見を伺っておいて、それでもってまとめていくという形を取りますので、3つ一緒にやっていくっていう形でどうでしょうか。よろしいですかね。

意（11） それで結構ですけども、本当に皆さん方が、この私どもが4つ出した中で全員が同意を得られるものはもう外していてもいいんじゃないか。これを取り入れていくのか、廃止するのかというのを次の議会改革特別委員会のときに提出していただいて、廃止を賛成ということ、全員がそういう方向性であれば外してもいいんじゃないかと思いますので、一遍、次の議会改革特別委員会のときに諮ってもらってもいいんじゃないかなと思っておりますけど、いかがでしょうか。

委員長 今、そのような御意見が出ましたけれども、例えば反問権、自由討議、趣旨採択で言うと、自由討議だけが会議規則に載せてあります。ですから、これについては会議規則の変更をする必要が、もし廃止であれば必要があるということになりますけれども、後のものに関しては特段…

「反問権、載ってますよ。規則に載ってますよ、反問権。」と発声するものあり。

委員長 反問権、規則に載ってますけど、反問権についてこれは廃止ということじゃなくて、在り方の協議ですから、どういう反問権というものを意識してやっていくんだっていうところからね。

自由討議については、例えば廃止ということが可能性があるとするんだったら、それから趣旨採択に対しても廃止という形であるとするんだったらということで、これ次回のときに事前に皆さん方に一度お伺いをさせていただきますので、それでよろしいですかね、そこからのスタートということで。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 分かりました。それではそのようにさせていただきます。

それでは、次回の議会改革特別委員会でございますけれども、予定をしていかないとなかなか場所取りもありますので、次回が今、事務局と調整をした中で言うと、9月の4日。8月は市長選挙がありますので9月定例会のスタートが遅いもんですから、9月の4日の木曜日、午前10時というのは、皆さん御都合どうでしょう。

委員間で日程調整

委員長 それでは、11日の木曜日。この日に議会改革特別委員会、午前10時開会でやらせていただきたいと思います。御予定をよろしくお願いをいたします。

それでは、本日の案件はこれで全て終了となります。

委員長挨拶

閉会 午前10時56分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長